平成 29 年度 大学機関別認証評価評価報告書

平成 30 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

# I 認証評価結果

## 【判定】

評価の結果、千葉科学大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

# Ⅱ 総評

# 「基準1. 使命・目的等」について

大学の使命・目的は、法人の建学の理念に基づき、「健康で安全・安心な社会の構築」という特色あるキーワードで具体的かつ明確に示している。大学の基本理念は「人を助けたい、という人の大学」という標語で大学案内等に表現され、多くの高校生の心を掴んできた。また、平成 26(2014)年に看護学部を創設するなど、「危機管理」という大学の共通理念を踏まえつつ、社会のニーズを先取りし社会に有益な人材養成を目指す対応を行っている。

教育目的は学部・研究科ごとに定められており、これらは学校教育法等の法令に照らして適切なものであり、各種の冊子及びホームページで学内外に周知している。また、これらの実現に向け中期目標・中期計画を含めた「CIS Vision2026」を策定し、平成 29(2017) 年度の法人事業計画に反映している。

# 「基準2.学修と教授」について

アドミッションポリシーは、学科・研究科ごとに明示されており、これらに沿ってさまざまな能力や適性を持った入学者を受入れている。しかしながら、一部の学科で定員未充足の状況が続いており、更なる努力が求められる。学科ごとにカリキュラムポリシーが設定され、ディプロマポリシーとの一貫性も確保している。

チューター制度、アカデミック・アドバイザー制度の導入等、学修及び授業支援を全学的に行っている。平成 28(2016)年度より学生情報の一元管理のため「全学共通学生情報システム」を構築し、教職協働による学修支援に生かしている。特に薬学部においては、先進的に分析を行い、学生の個別指導に結び付けている。教員評価の一環として規則に基づいて教員表彰を行っており、看護学部では他学部に先駆け教員の自己点検評価を実施している。教員配置については、一部の新設コースを除き、必要専任教員を適切に配置している。

# 「基準3. 経営・管理と財務」について

法人の経営は、学校教育法、私立学校法、大学設置基準等の法令にのっとり制定された 寄附行為等の諸規則に概ね従い運営されているが、一部改善点も見受けられる。理事会は、 寄附行為に基づいて運営されており、理事の出席状況も概ね良好である。学長を補佐する 副学長を置くなど、学長がリーダーシップを発揮できる体制を整備し、大学の意思決定と 業務執行が大学の使命・目的に沿って適切に行われている。

財務状況は、法人では平成25(2013)年度に帰属収支差額が僅かに支出超過となったこと

を除けば、収入超過を維持しているが、大学では事業活動収支(帰属収支)差額、経常収支差額が平成24(2012)年度以降いずれも支出超過となっている。監事は、寄附行為に基づいて適切に選考され、業務及び財産の状況を監査し、この結果を理事会・評議員会に報告している。会計については、学校法人会計基準及び整備した規則類に基づき、適正な会計処理を執行している。

## 「基準4. 自己点検・評価」について

学則において自己点検・評価を行いこの結果を公表することを定めており、この遂行のために、学長を委員長とする「自己評価委員会」とこの下部組織である「評価部会」を設置するとともに、各目標の実施責任者と担当部署を明確にし、恒常的に自主的・自律的な自己点検・評価を行う体制を整備している。評価結果及び改善案等は次年度の目標や行動計画の策定に反映しており、PDCAサイクルの仕組みが機能している。なお、平成29(2017)年度より事務組織の改編によりIR(Institutional Research)機能も備えた企画室を設置し、自己点検・評価の体制強化を図っている。

総じて、大学の教育が使命・目的に基づいて適切な環境のもとで実施され、学修支援や授業支援の充実及び教授方法の工夫を行っている。また、経営・管理と会計処理に関しては概ね適切に運用しており、自己点検・評価においては、この結果が教育の改善・向上に反映されている。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.地域・社 会連携、貢献活動」については、基準の概評を確認されたい。

#### Ⅲ 基準ごとの評価

#### 基準 1. 使命•目的等

#### 【評価結果】

基準1を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

- 1-1 使命・目的及び教育目的の明確性
  - 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
  - 1-1-② 簡潔な文章化

#### 【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

#### 【理由】

建学の理念である「ひとりひとりの若人が持つ能力を最大限に引き出し、技術者として 社会人として社会に貢献できる人材を養成する」に基づき、大学学則第1条及び大学院学 則第3条において目的及び教育目標を明確に定め、各学部、研究科及び専攻の特性に従っ て具体的かつ簡潔に文章化している。また、これまで基本理念を端的に表す「人を助けた い、という人の大学」というわかりやすいキャッチコピーを用いてきたが、より教育目標

が伝わるよう、平成 29(2017)年に新たに「明日を学ぼう。CIS by the SEA.」を定め、「危機管理」という大学の共通理念を軸に学部間の深い連携を図っている。

## 1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

- 1-2-① 個性・特色の明示
- 1-2-② 法令への適合
- 1-2-③ 変化への対応

# 【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

# 【理由】

教育目的は、大学学則・大学院学則において、各学部・専攻ごとに定められており、その内容は、「健康で安全・安心な社会の構築」という大学の個性・特色を反映したものとなっている。これらは、学校教育法等の法令に照らして適切なものであり、それを具体化するための体系的な教育課程を編成している。平成 26(2014)年に看護学部を創設するなど、「危機管理」という大学の共通理念を踏まえつつ、社会のニーズを先取りし社会に有益な人材養成を目指す対応として、使命・目的及び教育目的の見直しを行っている。

#### 1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

- 1-3-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-3-② 学内外への周知
- 1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映
- 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

# 【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

#### 【理由】

使命・目的を明記する学則の改正は、教職員で構成する「大学協議会」の審議、評議員会の諮問を経て理事会が決定することになっており、役員、教職員が関与・参画している。各学科の三つの方針(ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー)は「健康で安全・安心な社会の構築」という大学の使命・目的を反映したものになっており、また、これらの実現に向け中期目標・中期計画を含めた「CIS Vision2026」を策定し、平成 29(2017)年度の法人事業計画に反映している。

建学の精神、使命・目的、教育目的は、各種の冊子及びホームページで学内外に周知されており、また、これらを達成するにふさわしい学部・学科及び大学院等の教育研究組織を整備している。さらに、教育研究活動の質を確保するために学務委員会等の各種委員会を設け、教育目的の実現に努めている。

# 基準2. 学修と教授

# 【評価結果】

基準2を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

## 2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

# 【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

## 【理由】

アドミッションポリシーは、学部・大学院の目的に則して明確に定め、ホームページ、 大学案内及び入学試験要項等で広く公表されている。

大学は、アドミッションポリシーを踏まえ、公募制 AO 入学試験、推薦入学試験、一般 入学試験、大学入試センター試験を利用した入学試験及び私費外国人や社会人を対象とし た入学試験等多様な選抜方法で実施し、志願者を多面的・総合的に評価し、さまざまな能 力や適性をもった入学者を国内外から受入れている。入学試験問題は科目ごとに担当者を 定め、作成要領に基づき作成されている。

学生の受入れ状況については、一部の学科で定員未充足の状況が続いており、広報対策等を行っているが、更なる検討が求められる。

# 【改善を要する点】

○薬学部生命薬科学科、危機管理学部環境危機管理学科及び航空技術危機管理学科は、収容定員充足率が 0.7 倍未満となっており、改善を要する。

#### 【参考意見】

○危機管理学部動物危機管理学科は、収容定員充足率が低いので、定員充足に向けた取組 みが望まれる。

#### 2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

#### 【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

# 【理由】

学部・学科、研究科専攻ごとにカリキュラムポリシーを定め、ホームページ、学生便覧 及び大学院要覧等に明示している。また、ディプロマポリシーとの一貫性も確保している。

各学部の特性に応じて、パイロットコースのアメリカ提携校での指導、アクティブ・ラーニング、履修モデルの策定等、さまざまな授業内容・方法等を工夫している。教授方法の改善に向けては、プレースメントテストの実施や各学部の実態に合わせて教員同士の授業参観、学生の授業アンケートの結果等をもとに授業改善する努力をしている。

## 【参考意見】

○キャップ制は設けられているものの、年間 50 単位以上履修可能な規定となっており、 教育の質の保証の観点から見直しすることが望まれる。

# 2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

# 【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

## 【理由】

平成 28(2016)年度より学生情報の一元管理のため、「全学共通学生情報システム」を構築し、データを収集しており、教職協働による学修支援に生かすために分析を行っている。また、入学前教育、新入生一泊研修、リメディアル教育、チューター制度、アカデミック・アドバイザー制度の導入、TA の活用等の学修及び授業支援を教員・職員で構成する部署を通じて、協働して全学的な取組みとして行っている。

シラバスの作成マニュアルの作成や教員に対する説明会を実施し、内容の充実を図ると ともに、オフィスアワーを明示するよう努力している。

#### 2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

#### 【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

#### 【理由】

学科・専攻ごとにディプロマポリシーを定め、公表している。単位認定、進級及び卒業・修了要件についての基準を学則及び履修規程に定めるとともに、成績評価や GPA(Grade Point Average)についての基準や1年間の履修登録単位数の上限を定め、学生便覧等で学生に周知し、適用している。大学院研究科の修了要件は大学院学則に定めている。進級及び卒業・修了判定については、教授会・大学院研究科委員会において審議した上で学長が決定している。単位認定に当たっては、ルーブリック評価表を作成し、適正に評価できる

ように工夫している。

# 2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

#### 【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

#### 【理由】

キャリア支援については、学部の特性に応じて各学部の教育課程にキャリア教育に関する科目を配置するとともに、キャリアセンターによる就職ガイダンスのほか、個別相談、履歴書、エントリーシート添削及び模擬面接等の個別指導を重点に就職支援を実施している。さらに、キャリアセンターと学部・学科の教職員が協働する体制が整えられている。また、学生が業界・企業選択する際の参考情報を提供するため、さまざまな企業の採用担当者を招き、業界セミナー及び合同業界研究会を開催している。

インターンシップ制度を設けており、参加を積極的に呼びかけるとともに、受入れ先事業者も参加する報告会を開催している。

卒業後の進路未定者についても、キャリアセンター職員と教員が個別の相談や指導に当たっている。

#### 2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

- 2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発
- 2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

#### 【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

#### 【理由】

教育目的の達成については、シラバスにおいて、学生が授業で何を修得するのかの達成目標を明示している。教育目的の達成度及び改善点の抽出のための工夫として、授業改善アンケート、授業参観及び各資格の模擬試験等を行っている。授業改善アンケートの集計結果は授業担当教員に配付し、公開授業参観アンケートの集計結果は教授会等で意見交換会を行い学内にフィードバックしており、授業改善に役立てている。また、低学年からリメディアル教育、補習、夏季講習、学生の個人カルテをもとにした細やかな指導を行っている。

#### 【優れた点】

○薬学部における入学時の1年生に対してアカデミック・アドバイザーの活用及び各学生 の個人カルテをもとにした細やかな学修指導がなされていることは、高く評価できる。

## 2-7 学生サービス

- 2-7-① 学生生活の安定のための支援
- 2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

#### 【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

## 【理由】

学生生活の安定や心身等の健康面及び障がいのある学生への支援等は、学務部と健康管理センターが中心となり、学生サービスを行っている。経済的支援として、学外団体の奨学金制度の利用以外に、大学独自の授業料免除を行っている。留学生を含め課外活動への支援として、大学施設の貸出し、クラブハウスの整備も行っている。

学生の大学への要望及び学生生活の実態を把握するため、学生サービスに関するアンケート等を実施し、これらを分析して実態把握と改善に用いている。

# 2-8 教員の配置・職能開発等

- 2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置
- 2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み
- 2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

# 【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

#### 【理由】

各学部ともに大学における専任教員数と教授数を満たしている。教員の確保・配置は、大学の採用・昇任基準及び人事手続きに基づき行っている。教員の昇任は、学内規則に従い学部教授会内に委員会を設け、教員の教育・研究・社会活動等に関する内容を審議し、昇格候補者を選出している。教員評価については、「千葉科学大学教職員表彰規程」に基づき、学部長の推薦により教員表彰を行っている。教員の研修、FD については、学内規則のもとに学長を委員長として FD・SD(Staff Development)委員会が設置されている。活動内容として学生の授業評価、教員相互の授業参観・意見交換、FD 講演会等を開催している。教養教育については、見直しと検討を行っているが、今後、体制の整備に期待したい。

#### 【参考意見】

○教養教育については検討されているが十分とはいえず、明確な組織と責任体制の構築が 求められる。

# 2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

## 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

#### 【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

## 【理由】

校地敷地面積、校舎面積は大学設置基準を満たしており、教育・研究施設を確保するために講義棟、実験棟、格納庫及び図書館の増改築を適宜行っている。校舎は耐震基準を満たし、各施設のバリアフリーや有線・無線 LAN の設備も整っている。地震・津波避難訓練及び総合防災避難訓練を毎年実施している。施設の整備・管理は、事務局と教員が連携して行っているが、専門性が必要な業務は外部委託により適切な保守・安全管理を行っている。学生生活アンケート等をもとに施設改善に取組んでいる。適切な数に応じた収容人数の講義室は、その都度状況に配慮し用意している。

## 【優れた点】

○図書館内には、アクティブ・ラーニングに対応したラーニングコモンズ学習室が用意され、24 時間利用が可能であり、学生の深夜帰宅に対しても安全対策が講じられていることは、高く評価できる。

#### 基準3.経営・管理と財務

# 【評価結果】

基準3を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

#### 3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-4 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

#### 【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

#### 【理由】

学校教育法、私立学校法、大学設置基準等に基づき制定した寄附行為、学則等諸規則により、経営の規律と誠実性の維持を図っているが、一部改善点が見られる。

法人本部は、毎年度、中期目標を反映した当該年度の具体的な事業計画と事業報告書を 作成し、翌年度以降の事業計画等に反映している。また、大学では、学長のリーダーシッ

プのもと大学執行部による毎月 2 回の「学長打合せ会」を開催するなど、使命・目的を実現するために継続的な努力をしている。

環境保全、人権、安全への配慮については、関係する諸規則を整備し運用している。また、危機管理監を置き、危機管理対策を講じている。

教育情報及び財務等の経営情報について、ホームページ等で公表している。

## 【改善を要する点】

○理事会において、直接利害を有する理事が議案の議決に加わり、寄附行為第 17 条第 12 項に違反しているため、経営の規律において改善が必要である。

# 3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

# 【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

## 【理由】

寄附行為に基づいて適切に理事会を運営しており、理事は、寄附行為第8条第1項各号に基づき選任されている。原則毎月1回開催している理事会への理事の出席状況も概ね良好である。欠席者については、書面による賛否の意思表示を確認するなどの手続きを行っている。

また、理事会は、寄附行為で定める事項以外の学部等の改編・新学部設置計画等の戦略 的重要事項等についても審議するなど、使命・目的の達成に向けて戦略的な意思決定がで きる体制を整備し、適切に機能している。

# 3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

- 3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性
- 3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

## 【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

#### 【理由】

大学の意思決定と権限については、「千葉科学大学学長、副学長、学部長、研究科長の職務規程」において明確に定めている。学部教授会及び大学院研究科委員会については、学則、学部教授会規程、大学院研究科委員会規程等において、組織上の位置付けや役割を明確にし、機能している。

学長の諮問機関として「学長打合せ会」「大学協議会」及び各種委員会を設置するとともに、学長を補佐する副学長を置くなど、学長がリーダーシップを発揮できる体制を整備し、大学の使命・目的に沿って大学の意思決定と業務執行を適切に行っている。

# 3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる 意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

## 【評価結果】

基準項目3-4を満たしている。

# 【理由】

学長は、教学部門の最高責任者及び理事会の構成員として、管理部門と教学部門とのコミュニケーションを図っている。「大学協議会」には法人本部事務局長等が出席し、管理部門と教学部門との意思疎通と連携を図る体制をとり、意思決定の円滑化を図っている。

監事は、寄附行為に基づいて適切に選考され、業務及び財産の状況を監査し、その結果 を理事会・評議員会に報告している。評議員は、寄附行為に基づいて適切に選任され、公 正な諮問機関として評議員会を運営している。

「学長打合せ会」「大学協議会」、部署単位及び新任教職員等との意見交換会等、提案等をくみ上げる仕組みを整備し、運営の改善に努めており、学長のリーダーシップとボトムアップのバランスのとれた体制を整備している。

## 3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

#### 【評価結果】

基準項目3-5を満たしている。

#### 【理由】

大学が掲げる使命・目的の達成のため、「千葉科学大学事務組織規程」に定める事務体制と業務執行の管理体制を構築するとともに、必要な職員を置き、権限と責任を明確にして運営している。

大学における月2回の部課長会議及び法人と設置学校の部課長等による月1回の本部部 課長会議を通じて、組織間の情報共有や意思疎通を図るとともに、理事会決定事項や管理 方針等の周知を図り、円滑な業務執行に努めている。

職員の資質・能力の向上のため、法人全体としては法人本部研修室が、また、大学については FD・SD 委員会が中心となって研修会を開催している。また、「進化する自己点検・勤務考課」によって人材育成の強化を図るなど、組織的な取組みをしている。

#### 3-6 財務基盤と収支

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

## 【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

## 【理由】

財務については、中長期事業計画に基づいた7年間の財務計画(施設建設計画、借入金の借入・返済計画、資金・事業活動の収支予算)を策定し、運営している。

財務状況は、大学では事業活動収支(帰属収支)差額、経常収支差額が平成 24(2012)年度以降いずれも支出超過となったが、法人では平成 25(2013)年度に帰属収支差額が僅かに支出超過となったことを除けば、収入超過を維持している。大学の支出超過の要因は、主に学生の定員未充足に伴う学生生徒等納付金の不足であることから、広報面を中心に学生確保に向けた新たな取組みを進行させている。法人の内部留保資産比率は高くはないが、安定した財務基盤の確立に向け運用資産の蓄積を図っている。

外部資金の導入に関しては、科学研究費助成事業の説明会開催、外部資金獲得につながる研究に対する予算の傾斜配分や公的外部資金制度等に関わる情報提供のほか、文部科学省の補助事業への申請等を行っている。

## 【改善を要する点】

○大学の経常収支差額、事業活動収支(帰属収支)差額が継続して支出超過であることに 鑑みて、安定した財務基盤を確立するために入学定員・収容定員の充足を図るほか、経 費節減等も視野に入れた収支の改善が必要である。

# 3-7 会計

- 3-7-① 会計処理の適正な実施
- 3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

#### 【評価結果】

基準項目3-7を満たしている。

#### 【理由】

会計については、学校法人会計基準を遵守するとともに寄附行為、「学校法人加計学園会計規程」のほか、「千葉科学大学物品購入及び契約等事務要領」等の規則類を整備し、適正な会計処理を執行している。

予算は、大学及び各設置校と法人本部が連携して編成している。また、全学共通の会計 システムの利用による計画的な予算執行に努めており、当初予算とのかい離が見込まれる 場合には、必要に応じて補正予算を編成している。

会計監査は、監査室が監事監査、公認会計士監査に対応するほか、「学校法人加計学園会計規程」に基づく資金(金銭・有価証券)の実査、「学校法人加計学園内部監査規則」に基づく監査計画による監査等の内部監査を実施しており、監査体制は整備されている。また、監査における指摘事項等を学内に周知するなど、適正な会計処理の実施に努めている。

#### 基準4. 自己点検・評価

## 【評価結果】

基準4を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

# 4-1 自己点検・評価の適切性

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

# 【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

# 【理由】

学則において自己点検・評価を行いその結果を公表することを定めており、その遂行のために、学長を委員長とする「自己評価委員会」とその下部組織である「評価部会」を設置するとともに、各目標の実施責任者と担当部署を明確にし、恒常的に自主的・自律的な自己点検・評価を行う体制を整備している。

中期目標に対する単年度目標の達成状況を期末に自己評価し、上位組織からの提言を含む評価結果を翌年度の単年度目標及び行動計画に反映させる仕組みを構築している。また、第二期中期目標を含む「10年後のあるべき姿」(CIS Vision 2026)に対しては、単年度の自己点検・評価に加え中期的自己点検・評価を5年目に実施する計画である。

平成 29(2017)年度より事務組織の改編により IR 機能も備えた企画室を設置し、自己点検・評価の体制強化を図っている。

#### 4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

#### 【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

## 【理由】

大学の自己点検・評価は、「評価部会」が作成した各目標や行動計画の達成度を測る評価

基準、実施責任者から提出される報告書及び記述内容の根拠となる資料により行うほか、 達成を阻んでいる課題の特定により評価結果の客観性と透明性を担保している。

現状把握のための調査・データの収集と分析は従来関連各部署で行っていたが、平成 29(2017)年度から情報の一元管理と分析体制強化のため、教学面も含んだ IR 機能を付加した企画室を新設し、分析結果を効果的に反映させる体制を整備している。

自己点検・評価の結果は、「自己評価委員会」の議事録及び資料を学内ポータルサイトに公開し学内の共有を図っている。また、平成22(2010)年度の大学基準協会による認証評価結果等のほか、平成26(2014)年度の薬学評価機構による専門分野別認証評価の評価報告書をホームページで学内外に公開している。

# 4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

#### 【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

## 【理由】

自己点検・評価を実施するため設置した「自己評価委員会」及び「評価部会」と活動に当たる実施責任者は、それぞれ明確な役割に従い組織的に自己点検・評価を行っている。実施責任者が作成する単年度目標・行動計画は、「評価部会」の審議を経て「自己評価委員会」の討議・承認を得て実施している。年度末には実施責任者が作成した実施報告書に基づき「評価部会」が評価、改善案等を作成・上申し、「自己評価委員会」は評価結果の承認及び改善案等の提言を行っている。評価結果及び改善案等は次年度の目標や行動計画の策定に反映されており、PDCAサイクルの仕組みが機能している。

# 大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域·社会連携、貢献活動

- A-1 建学の理念・大学の目的を踏まえた地域貢献・社会貢献
  - A-1-① 大学の目標を踏まえたボランティア活動の推進
  - A-1-② 大学の知的財産の地域・社会への還元

#### 【概評】

大学では全新入生に対してオリエンテーション時に説明を行い、同時にボランティア活動を推奨している。全学必修化を目指す「銚子学」の授業の中で、地域ボランティアのメニューを用意し、教育の一つとして位置付けている。大学の支援のもとに「学外連携ボランティア推進室」の設置、学生団体として「学生ボランティアセンター」「学生消防隊」「警察支援学生サークル」を通して地域のみならず広くボランティア活動を行い、その活動に対して地域から感謝状や表彰を受けている。

大学は「地域と共生する大学づくり、平和で文化的な地域づくりへの参画」を目指し、大学が有する知的財産の地域社会への還元を試みている。平成 26(2014)年度には文部科学省の「地(知)の拠点整備事業」(COC事業)に「防災・郷土教育を積み上げた、人に優しく安心して住める地域創り」が採択され、中間評価では高い評価(評価 A)を受けている。また、「CIS フォーラム」と称した講演会を開催し、地域社会・産業界との連携及び地域へ大学のシーズを提供しており、その成果が期待される。